

平成26年 第2回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 平成26年2月20日(木) 午前10時00分から午前11時40分
- 2 開催場所 別海町役場 町議会第2委員会室
- 3 出席委員 (4名)

教育委員長	大塚保男
教育委員長職務代理者	木村江里
教育委員	伊勢浩子
教育長	真籠毅
- 4 欠席委員 教育委員 田中博行
- 5 出席職員 (18名)

教育部長	藤原繁光
指導主幹	荒井道夫
学務課長	中谷隆弘
学務課主幹(学校適正化計画等担当)	小林由治
学務課主幹(総務担当)	青柳茂
学務課学校教育担当主査	松田勝広
給食センター業務担当主査	斎藤美智子
生涯学習課長	下地哲
生涯学習課主幹	干場富夫
生涯学習課生涯学習担当主査	戸田博史
中央公民館長	上杉光博
中央公民館業務・管理担当主任	今野学
西公民館長	石川誠
西公民館副館長	新堀光行
東公民館長	門田哲夫
東公民館副館長	斎藤尚之
図書館・郷土資料館長	佐藤清美
郷土資料館業務担当主査	石渡一人
- 6 議事日程 議案 第1号 別海町スクールバス運行基準に関する規程の制定について

協議案第1号 平成26年度教育行政執行方針について
協議案第2号 町内小・中学校等の卒業式の日程について
報告 第1号 平成25年度教育費予算の補正について
報告 第2号 平成26年度教育費予算について

－【開 会】－

大塚委員長

ただ今から、平成26年第2回の別海町教育委員会会議を開会いたします。

本日の出席委員は、4名です。田中委員が所用で欠席しております。別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達していますので、会議は成立いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度は、低気圧の停滞ということで、本町あるいは管内的にも長期的な暴風雪に見舞われまして、地域によっては早目の道路閉鎖がなされました。

町内の小中学校においても、4日間という長い期間、臨時休校あるいは時間を遅らせて開始というようなことで、かなり学校においても影響が出ているところです。

また、酪農家におきましても、地域によっては、道路が閉鎖されていることで、牛乳が出荷できないという状況があり、大変な影響を被っているところです。

幸いにも吹雪による大きな事故、あるいは学校施設等の被害の報告も聞いておりません。なによりかなと思っております。

春は、まだ遠いわけですが、何とか大荒れしないで3学期が無事終わられるように願いながら、挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

－【前回会議録の承認】－

大塚委員長

日程第2「前回会議録の承認」に入ります。

前回、平成26年第1回の会議録につきまして、事前に各委員さんに事務局から送付しておりますので、訂正・ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

なければ、第1回の会議録について承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

大塚委員長

会議録については承認することといたします。

－【報 告】－

大塚委員長

それでは、日程第3「報告」に入ります。

真籠教育長

真籠教育長から報告事項をお願いいたします。

それでは私のほうから、前回 2 月 7 日に開催されました第 1 回の教育委員会議以降から本日までの行事や実施事業等について、報告させていただきます。

2 月 7 日、金曜日ですが、午前 10 時 30 分からパイロットマラソン実行委員会が開催されています。

午後 1 時 30 分から第 1 回目の教育委員会議が開催されました。その会議終了後ですが、午後 3 時から 1 時間ほど、町議会の文教常任委員会委員と教育委員との意見交換会が開催されております。これは初めての試みでしたが、学校現場の環境整備の状況、子どもたちの学力・体力向上への取組の状況、ネット依存の状況等について活発な意見交換が行われました。時間が足りないほどでしたが、教育現場で抱える課題等について、常任委員会委員に知ってもらい、理解していただくことは、大変必要なことであると思いますので、今後もこのような機会を設けることを申し合わせて終了しております。

翌日 8 日、土曜日ですが、役場大会議室で「べつかいまちづくりフォーラム」が開催されました。公募型べつかい協働のまちづくり補助金を活用している団体等による活動報告会やパネルディスカッション、札幌国際大学の吉岡教授による講演会が開催されました。地域の生涯学習組織に関係する校長・教頭、さらには若い教職員もフリーで参加しておりました。

2 月 10 日になりますけれど、月曜日ですが、午前 10 時から定例校長会議が開催されております。

その後、午後 4 時から「平成 25 年度別海の教育を語る会」が、校長会主催で開催されました。私、教育長と教育部長から、本町の教育行政推進のあり方や教育施設の整備状況等について、講話を行っております。

先ほど教育委員長からもお話がありましたけれど、2 月 16 日から道東地域が暴風雪に見舞われ、多くの国道・道々等が通行止めになりました。学校の状況ですが、17 日、18 日は全校が休校。19 日は、別海、野付の小中学校を除いて臨時休校。本日、20 日になりますけれど、2 時間授業を繰り下げしている学校もあるという状況になっております。この影響で様々なイベントや会議が中止となっていますけれど、幸い、学校等の大きな被害は発生していない状況です。

以上雑駁ですが、報告とさせていただきます。

－【議 事】－

大塚委員長

それでは日程第 4 「議事」に入ります。

－【議案第 1 号】－

大塚委員長

議案第1号「別海町スクールバス運行基準に関する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

学務課学校教育
担当主査

議案第1号「別海町スクールバス運行基準に関する規程の制定について」ということで、お手元の議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「別海町スクールバス運行基準に関する規程の制定について」別海町スクールバス運行基準に関する規程を別紙のとおり制定する。

こちらのほうは、今まで規程としていっていませんでしたが、今回規程として新規に制定するものです。なお、内容については、読み上げて説明に代えさせていただきます。

お手元の議案書の2ページをお開きください。

別海町スクールバス運行基準に関する規程、(目的)第1条、この規定は、別海町のスクールバス運行について必要な事項を定めることを目的とする。

(運行利用の範囲)第2条、児童生徒の通学に伴う利用範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 通学する学校までの距離が原則として児童については2km以上、生徒については3km以上の者

(2) 身体に障害があり通学に支障をきたすと認められた者

(3) 歩道や道路標識等の交通安全設備が整っていない区域から通学する者

(4) 交通量が多いなど交通安全上問題のある者

2、前項に掲げるもののほか、特に教育長が必要と認めた者とする。

(運行区域)第3条、各小中学校のバスの運行区域は、別海町立小中学校通学区域規則第3条に規定する通学区域内とする。ただし、通学以外は、この限りでない。

(住民利用)第4条、第2条に規定するバスの運行において、児童生徒の乗車人員が乗車定員数に満たない場合は、余剰定員数の範囲内で住民の利用に供することができる。

2、前項の規定による運行は、バスの住民の利用に必要とされる関係法令の承認を得て、教育委員会が定める。

(委任)第5条、この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。附則、この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は「へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要項」に定める文部科学大臣の承認を受けてから適用する。以上です。

大塚委員長

ただ今、内容の説明が終わりました。

スクールバスの運行基準ということで、新規に規定するものであるということです。何かご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

教育長	良いですか。
大塚委員長	はい。どうぞ。
教育長	私が言うのも変ですけど、もう少し経過だとか議論の内容も含めて、なぜこれを規定するのかを説明した方が良いと思うのですけれど。
学務課学校教育 担当主査	はい。
大塚委員長	はい。お願いします。
学務課学校教育 担当主査	新規に制定する経過ですが、今年度スクールバスの更新が一台ありまして、その更新のため札幌防衛局へ申請しに行った際、スクールバスの運行に関して別海町では基準規定等を設けているかという質問がありまして、規定としては設けておりませんと返事をしたところ、スクールバスを運行する以上は規定等を設けて運行してくださいという指摘がありましたので、申請から帰ってきた後に、昨年の11月ぐらいから各学校等と協議を進めてまいりまして、今まで規定としていなかったものを、今回、明文化、文章にして規定として設けることとしました。
大塚委員長	経過について説明いただきました。今まで、なかったのですよね。
学務課長	はい。
大塚委員長	課長お願いします。
学務課長	若干、補足させていただきますと、運営の規定を設けている町村は割と少なく、うちも設けていなかったというところですけど、例えば運行するにあたって、どれぐらい学校から離れているお子さんを乗せるとか、そういう定めが今まではっきりしていなかった部分があったりですとか、第4条のほうにあります生徒以外の乗車ということでは、今はここに書いておりとおり、例えば通学の高校生ですとか、時間に間に合えば、路線バスまでの間について席が空いていれば乗っていただけるというようなことを運用でやっていたところなのですけれども、それは規定を設けて明確に認めていくというようなことも含めて規定化していくということになります。
大塚委員長	後段申し上げた部分については、附則のほうに書いてありますが、文科省の承認というか、そういうのがいりますので、これからそれを正式にとって、生徒以外が乗れるような形で正規にやっていきたいと考えております。
	規定を設けることによって、中身がはっきりするということですね。
	もう一つ確認なのですけれども、現在、2条に書かれている学校までの距離は、原則として児童については2km以上、生徒については3km以上ということですが、これについては、現在もこのとおりになっているということですね。
学務課長	はい。

大塚委員長
学務課長
大塚委員長
学務課長
大塚委員長
木村委員
大塚委員長
木村委員

課長お願いします。

その部分は変わっておりません。

変わっておりませんね。

はい。

委員の皆さんいかがでしょうか。

質問してもよろしいですか。

はい。木村委員。

これはこの規程に載せる必要はない、逆に載せないほうが良いのかなと思うのですが、この運行に関する規程というのは、子供や住民が学校までの間と捉えているのですよね。例えば住民の方からは、バスが帰る際に、それを無駄なく利用できないのかという話をよく聞くのですけれど。それは規程には載せないし、今は考えていないということですか。

学務課長
大塚委員長
学務課長
木村委員
学務課長

はい。

課長お願いします。

通学が終わった後に、車庫まで帰る場合とか、そういうことでしょうか。

はい。

その部分については、今は利用していただいていないというか、認めておりません。今後、町全体の中の交通機関としての考え方の中で、検討された場合には可能性が出てくるとは思いますけれども、現在のところは、認めていないという状況にあります。

大塚委員長
木村委員
大塚委員長
木村委員

よろしいですか。

もう一点よろしいでしょうか。

はい。木村委員。

第2条の1項の2号ですけれど、身体に障がいがあり通学に支障をきたすと認められた者が、距離とかに関係なく乗れるという場合に、介助する方が必要な場合は、先生や家族が同乗されているのでしょうか。それとも運転手さんが対応されているのでしょうか。

学務課長
大塚委員長
学務課長

はい。

課長、お願いします。

現状としては、そういう方が実際にいないという状況です。もし、そういう方がバスに乗られる場合は、その対応については、個別に判断していくことになるかと思います。

大塚委員長
木村委員
大塚委員長
伊勢委員

よろしいですか。

解りました。

ほかにご質問ございますか。

はい。

大塚委員長
伊勢委員

はい。伊勢委員。

本別海の方たちが、病院までの間に利用されているという話を聞いたことがあるのですが、実際これが認められた場合には、町民は、ほとんど知らないと思うのですね。スクールバスに一般の人が乗れるということが。これについては改めて周知するとか、そういったことはしないのですか。

学務課長
大塚委員長
学務課長

はい。

はい。課長。

この部分は、先ほど高校生の例を挙げたのですけれども、公共交通機関がないところで、スクールバスが走っているところで、通常の通学をするときに、そこに余席があればということです。今言われた部分は、走古丹の高校生が、スクールバスで本別海まで来て、そこで通常の路線バスに乗り替えてこられているという部分で、病院に通う方もそういう形で通われていますので、学校まで通学する間ということで考えていますし、その分については地元の方はご存知かと思います。

大塚委員長
学務課長
大塚委員長
伊勢委員
大塚委員長

学校までの間ということですね。

そうです。

伊勢委員よろしいですか。

はい。

あと、いかがでしょうか。

最後にもう一つ確認したいのですが、この規程について4月1日施行することなののですけれども、これは決まったら、学校を通じて家庭へ周知する、あるいは町民にも何らかの形で周知することになりますか。

学務課長
大塚委員長
学務課長

はい。

課長。

あえて文書とかで、この規程についてということは、運用が変わるわけはありませんので考えていなかったんですけれども、例えばホームページで、役場の規則ですとか他の規則とか、そういう部分とは同一に公表されると考えております。

大塚委員長

解りました。他に、ご質問あるいはご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

なければ採決いたします。議案第1号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

大塚委員長

協議案第1号「平成26年度教育行政執行方針について」教育長から説明をお願いいたします。

教育長

それでは、私のほうから平成26年度の教育行政執行方針の案について説明いたします。お手元のほうに配付されていると思いますが、基本的な考え方として、社会教育の部分では、町民一人一人が自らの人生を豊かにするために学ぶということと、学校教育の中では、次代の本町を担う人材の育成ということで、さまざまな分野のことが出てきます。

この両輪を連動させていくということが、まず基本的な考え方で記載されていると思います。

それから、メインとなる生涯学習の振興ですが、学校教育も含めてなのですけれども、特に継続性もある部分もあるんですが、やはりゼロ歳児から3歳児まで、それから幼稚園の子、要するに幼小中高連携の部分ですね、これがきちんと伝わっていくということが大事なことだと思っていますので、それらを中心に載せているのが、今回の方針になっています。

それから、特に学校教育の部分では、学力の向上ですとか体力・人間力を含めて、非常にまだまだ課題が多い部分もありますので、そういったところも含めて、新規に行う事業も含めて載せております。

特に、生き抜く力アッププロジェクトというのは、教師力を高めていく、あるいは学校力を高めていくことを、来年度はメインに進めていきたいと思っています。平成25年度から別海中央小学校が、総合実践事業ということで管内の指定校になっていますので、それが定着していくことで、非常に実践的には効果を出してきているのが見えていますので、さらに高めていきたいと考えております。

社会教育の推進、それから青少年芸術文化の振興等、スポーツの振興等色々と内容が書いてあります。今までに別海町は色々と振興を図ってきた訳ですけれども、26年度においても更にそれを上回る形で進めていきたい。個別の部分や課題についても拾い上げて積極的に取り組んでいきたいと思えます。

教育委員会としては、学校と家庭と地域が密接な連携をきちんと図っていくという方向の年度にしていきたいと考えています。それらを含めて方針に載せておりますので、それに向けて全力で取り組んでいきたいという内容でございます。

以上。雑駁ですけれども説明とさせていただきます。

大塚委員長

はい。ただ今、教育長から平成26年度の教育行政執行方針について、基本となる部分についてご説明をいただきました。

事前にこの方針の内容について、目を通してこられたかと思えますけれど

大塚委員長

も、ご質問あるいはご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私の方から一点よろしいでしょうか。

4 番目の青少年の健全育成の関係について、昨年度は、この記載はありませんでしたよね。今年度、新たに記載したことについて理由がありましたら説明いただきたいと思います。

生涯学習課長

はい。

大塚委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

流れなのですけれども、6 次の総合計画の中の、人づくりというところの流れにあわせて、一応項目を挙げております。昨年度この青少年の健全育成というのが、その他の項目のほうに組み込まれていたのですけれども、今年度は一つのポイントとして挙げました。

大塚委員長

解りました。来年度新しく取り組む事業等も盛り込んでおられるようですし、教育長の説明にもあったように、今までも家庭や学校、地域が協力して色々な面で振興を図ってきたこと、また今年度についてもそれ以上に進めていきたい、成果が上がるように進めていきたいというお話がありました。

内容について、私は、良いと思いますが、教育委員の方々も了解されれば、このように進めていきたいというふうに考えます。

あと文章的に、もう一度見直しをしていただいて訂正するところは訂正してもらいたいと思います。文字が揃わないところも何箇所か見受けられましたので、整理していただければと思います。よろしくお願いします。

大塚委員長

他に、何かご質問・ご意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

はい。ないということですので採決いたします。協議案第1号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、協議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

－〔協議案第2号〕－

大塚委員長

協議案第2号「町内小・中学校等の卒業式の日程について」事務局から説明をお願いいたします。

学務課長

それでは、卒業式の日程についてですが、25年度の卒業式につきましては、小学校が3月18日、19日、20日の日程になっておりまして、18日が2校、19日が5校、それから20日が2校となっております。

中学校につきましては、3月の13日、14日の2日間で行われまして、

13日が5校、14日が4校となっております。

この後、教育委員の日程を調整いただきまして、ご決定をいただければと考えております。以上です。

大塚委員長

平成25年度の小中学校の卒業式、幼稚園の卒園式も含めまして、日程が決まっております。

これについては、後ほど各委員と調整を図っていきたいと思っておりますので、日程については、こういうことで了解願いたいと思います。

これに関して、質問・ご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

なければ採決いたします。協議案第2号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、協議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

－【報告第1号】－

大塚委員長

次に報告にはいります。報告第1号「平成25年度教育費予算の補正について」事務局から説明をお願いいたします。

教育部長

報告第1号「平成25年度の教育費予算の補正について」これは3月補正になりますが、私から前段、その内容についてご報告をさせていただいた後に、担当課のほうから詳細に資料に基づきましてご説明申し上げます。

まず私から歳入でありますけれども、平成25年度経済対策として国の補正予算が閣議決定されたことに伴い、平成26年以降に予定していた改築等事業を前倒して実施するものです。なお、国が、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業について、がんばる地域交付金、地域活性化・効果実感臨時交付金、これはアベノミクスのほうから来ているわけなのですが、それが創設されておりますが、交付金は、今回の補正予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定されることとなっております。

その事案につきましては、中春別中学校の改築2期工事、上春別小学校・上春別中学校の大規模改修工事、合わせまして、3億2,420万3,000円の増額となっております。それに伴います起債を見込んでおりまして、3億8,290万円の増額補正でございます。

その他といたしまして、各補助事業の確定、あるいは精査等による減額など合わせまして、教育費全体といたしまして、7億737万1,000円の増額補正となっております。

これらの事業につきましては3月補正ということで、25年度実施できる

学務課主幹(総務
担当)

状況にございませんので、26年度に明許繰越いたしまして、事業実施することになりますので、申し添えさせていただきます。

次に歳出でございますけれど、主な事業内容で申し上げますと、先ほど言いました国の補正予算によります上春別小学校の大規模改修で、備品も含めてでございますけれども、9,074万9,000円の増額。上春別中学校大規模改修、備品購入費も含めて、9,611万3,000円の増額。中春別中学校の改築2期工事ですが、工事監理委託料、校舎解体費諸経費を含めまして、5億4,078万円それぞれ増額補正しております。

その他の入札執行残による減、あるいは事務・事業精査等による減額など、総額で7億407万4,000円の増額補正となっております。

教育費全体で、補正前の予算額につきましては、12億7,682万9,000円。これに先ほど言いました7億407万4,000円を追加いたしまして、補正後の額でございますが、19億8,090万3,000円となります。

私のほうから以上、概略を申し上げまして、担当課のほうから資料に基づいて、詳細説明申し上げます。

逐次、学務課のほうから説明いたします。

それでは学務課です。

今回の学務課の補正予算のなかで、平成26年度及び平成27年度に予定していた事業について、国の補正予算に伴って前倒しで補正予算を計上している事業が3つございます。

一つは中春別中学校校舎改築事業のⅡ期工事、残りの二つは上春別小学校・上春別中学校の老朽化に伴う改修工事です。

3つの事業については文部科学省所管の学校施設環境改善交付金を活用しますが、前倒しすることによって国の交付金、事業債に伴う交付税措置など、条件が良くなること及び工事の早期着手が可能となることから平成25年度補正予算において、事業に関連する国の負担金、交付金、起債、工事費などを計上するものです。

なお、これらの事業は年度内の実施は不可能なため、全額を繰越明許費として平成26年度へ繰り越す予定となっております。

それでは、別冊の「報告第1号別紙、平成25年度教育費補正予算」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

まず歳入です。14款)国庫支出金、1項)国庫負担金、4目)教育費国庫負担金、中学校費負担金、学校施設整備費負担金、5,177万9,000円の増額です。先ほど説明いたしました中春別中学校校舎改築工事のⅡ期工事に係る国庫負担金について、国の補正予算に伴って前倒しで補正予算を増

学務課主幹(学校適正化計画等担当)	額計上するものです。 続きまして、2項) 国庫補助金、7目) 教育費国庫補助金、小学校費補助金、学用品通学用品援助費補助金、1万4,000円の減額でございます。これにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金によりまして、学用品通学用品の援助の補助金を受けておりますが、その交付決定に伴います減額でございます。 続きまして、新入学援助費補助金、5,000円の減額。これにつきましても、特別支援教育就学奨励費補助金の交付決定に伴う減額でございます。 修学旅行援助費補助金、7,000円の増。これにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金及び要保護児童生徒援助費補助金、それと高度へき地修学旅行費補助金の三つの補助金の交付決定によります増額でございます。
学務課主幹(総務担当)	学校施設環境改善交付金、2,989万2,000円の増額です。上春別小学校老朽改修工事に係る交付金を増額計上するものです。
学務課主幹(学校適正化計画等担当)	続きまして、中学校費補助金、学用品通学用品援助費補助金、1万6,000円の減額。これも先ほどの小学校費補助金と同様、特別支援教育就学奨励費補助金の交付決定に伴います減額でございます。 続きまして、新入学援助費補助金、6,000円の減額。これにつきましても同様でございます。 続きまして修学旅行援助費補助金、4万3,000円の減額。これにつきましても、特別支援教育就学奨励費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、高度へき地修学旅行費補助金の交付決定によります減額でございます。
学務課主幹(総務担当)	2ページをお開き願います。 学校環境改善交付金、2億4,253万2,000円の増額です。 内訳といたしまして、上春別中学校老朽改修工事に係る交付金、3,088万2,000円。中春別中学校校舎改築工事のⅡ期工事に係る交付金、2億1,165万円を増額計上するものです。
学務課主幹(学校適正化計画等担当)	続きまして、幼稚園費補助金、就園奨励費補助金21万6,000円の減額。これにつきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付決定によります減額でございます。 続きまして、保健体育費補助金、へき地学校保健管理費補助金、17万円の減額。これにつきましては、へき地児童生徒援助費補助金の交付決定に伴います減額でございます。
学務課主幹(総務担当)	21款) 町債、1項) 町債、5目) 教育債、中学校債、校舎等整備事業債、3億2,320万円の増額です。中春別中学校校舎改築、上春別中学校老朽改修工事に係る起債となっております。 同目) 小学校債、校舎等整備事業債、5,970万円の増額です。上春別

学務課主幹(学校
適正化計画等担
当)

小学校老朽改修工事に係る起債となっております。

学務課歳入合計で、7億664万円の増額となっております。

7ページをお開き願います。歳出です。

10款)教育費、1項)教育総務費、1目)教育委員会費、旅費、費用弁償、45万円の減額です。3月までに見込まれる教育委員に係る費用弁償を精査し、不用見込額を減額しております。

2目)事務局費、報酬、非常勤職員報酬、13万円の減額。

同目)旅費、費用弁償、4万円の減額。教育振興審議会等に係る報酬及び費用弁償について、不用見込額を減額するものです。

赴任旅費、10万円の減額。不用額の減額です。

3目)教育指導費、報酬、非常勤職員報酬、3万円の減。これにつきましては、就学指導委員会の委員であります医師の欠席による減額でございます。

報償費、賞賜金、5,000円の減額。これは、執行残による減額でございます。

旅費、事業旅費、84万円の減。これにつきましては、外国青年招致事業におけます外国青年2名分に係る旅費の執行残による減額でございます。

8ページをお開きください。

同目)需用費、消耗品費、1万9,000円の減。これにつきましても、執行残による減額でございます。

委託料、業務委託料、25万円の減。C R T学力検査診断等業務委託料の執行残による減額でございます。

負担金補助及び交付金、教職員体育大会負担金、4万円の減。これは負担金の減額による減額でございます。

続きまして、2項)小学校費、1目)学校管理費、需用費、消耗品費、1万円の減。執行残による減額でございます。

学務課主幹(総務
担当)

同目)工事請負費、施設等解体・撤去工事請負費、1万8,0000円の減額です。小学校遊具整備事業として、老朽化により3校で3基の遊具を撤去しております。事業の確定に伴い残額を減額するものです。

補修等工事請負費、258万円の減額です。内訳といたしまして、小学校教員住宅整備事業として、本年度、中央地区10戸、西春別駅前地区2戸の改修を行っており、事業確定に伴い、204万8,000円を減額。また、小学校遊具整備事業として、小学校全9校で44基の遊具の補修を行っております。事業確定に伴い残額、53万2,000円を減額するものです。

移設等工事請負費、9万円の減額です。同じく小学校遊具整備事業として2基の遊具について移設を行っており、事業の確定に伴い残額を減額するも

	のです。
学務課主幹(学校適正化計画等担当)	続きまして、2目)教育振興費、備品購入費、器具費、6万1,000円の減。これは、学校保健室備品にかかりまして、各学校からの希望をとり、6校に備品を納めております。執行残による減額でございます。 次に、同目)扶助費、学用品通学用品援助費、25万6,000円の減額。これにつきましては、就学援助費として準要保護世帯の学用品通学用品の援助費について精査しての減額でございます。
学務課主幹(総務担当)	4目)学校建設費、工事請負費、9ページです。補修等工事請負費、8,966万9,000円の増額。 同目)備品購入費、器具費、108万円の増額です。上春別小学校の老朽改修に係る工事費及び管理備品の購入として、それぞれ増額するものです。
学務課主幹(学校適正化計画等担当)	続きまして、3項)中学校費、1目)学校管理費、需用費、消耗品費、2万円の減。これにつきましては、執行残による減額でございます。
学務課主幹(総務担当)	同目)工事請負費、施設・設備等工事請負費、8,000円の減額です。中学校設備整備事業として、別海中央中学校のダムウェーター(給食用エレベーター)の制御設備の更新をしており、事業の確定に伴い残額を減額するものです。 補修等工事請負費、42万円の減額です。中学校教員住宅整備事業として、中央地区2戸、西春別駅前地区1戸の改修を行っており、事業確定に伴い減額するものです。
学務課主幹(学校適正化計画等担当)	2目)教育振興費、備品購入費、器具費、8万4,000円の減。これは中学校における保健室備品購入の執行残による減額でございます。 続きまして、扶助費、学用品通学用品援助費、29万2,000円の減。これにつきましては、就学援助として学用品通学用品援助費の事業精査による減額でございます。
学務課主幹(総務担当)	4目)学校建設費、学校建設費は、最初に説明いたしました中春別中学校の改築及び上春別中学校の老朽改修に係る費用と、関連して発生する費用等について計上しております。学校建設費に計上しているものについては、全額を繰越明許費として平成26年度へ繰り越す予定となっております。 旅費、事業旅費、9万円の増額です。事業ヒアリングに係る旅費として計上しております。 同目)役務費、手数料、32万6,000円の増額です。中春別中学校の改築について、校舎完成後の建築基準法による完了検査及び体育館改築に係る確認申請等の手数料について計上するものです。 同目)委託料、10ページです。監理委託料、643万円の増額です。内

学務課主幹(学校
適正化計画等担
当)

訳として、中春別中学校に係る校舎改築工事監理委託料、536万6,000円。既存校舎取り壊し工事監理委託として、106万4,000円となっています。

同目) 工事請負費、施設・設備等工事請負費、4億8,193万4,000円の増額です。中春別中学校校舎改築工事Ⅱ期工事に工事請負費です。

施設等解体・撤去工事請負費、5,190万円の増額です。中春別中学校校舎完成に伴い既存校舎取り壊しに係る工事費用として計上するものです。

補修等工事請負費、9,264万9,000円の増額です。上春別中学校老朽改修に係る工事費用として計上するものです。

移設等工事請負費、10万円の増額です。中春別中学校改築に係る校門や看板等の移設に係る費用です。

同目) 備品購入費、器具費、321万8,000円の増額です。

上春別中学校老朽改修に係る管理備品の購入に係る費用をを計上するものです。

4項) 幼稚園費、1目) 幼稚園管理費、工事請負費、施設等解体・撤去工事請負費3万4,000円の減額。

補修等工事請負費、6万9,000円の減額です。幼稚園遊具整備事業として、3園で15基の遊具の補修を行っております。事業の確定に伴い残額を減額するものです。

続きまして、2目) 教育振興費、負担金補助及び交付金、学校法人幼稚園運営費補助金、11万円の減額。これにつきましては、私立幼稚園、2園に対する補助金の確定による減額でございます。

続きまして、幼稚園就園奨励費補助金151万9,000円の減額。これにつきましては、私立幼稚園就園奨励費補助としまして、当初比9名の減による事業精査による減額でございます。

続きまして、6項) 保健体育費、3目) へき地学校保健管理費、賃金、11ページをお開きください。人夫賃、7万9,000円の減。これにつきましては、各種学校健診に伴います健診人夫賃にかかわる執行残による減でございます。

同目) 報償費、報償金、54万円の減。事業精査による減額でございます。

次に、旅費、費用弁償、43万3,000円。事業精査による減額でございます。

次に、需用費、食糧費、3万4,000円の減。これも執行残による減額でございます。

負担金補助及び交付金、教職員健康診断負担金、14万4,000円の減。これにつきましては教職員の人間ドックの負担金としまして38名の確定

生涯学習課長

によります事業精査による減額でございます。

学務課の歳出合計といたしましては、7億1,893万7,000円の増額でございます。学務課は以上でございます。

続きまして生涯学習課でございますが、歳入について私のほうから説明いたします。歳出は、各担当から説明させたいと思います。

2ページ、下段です。

15款) 道支出金、2項) 6目) 教育費補助金、北方領土隣接地域振興等補助金10万円の減額。これにつきましては、野付のチシマザクラの治療、それから柏野奉安殿の調査、看板等の整備にかかわりまして、126万6,300円の事業費でございますが、そのうちの70万円の補助でございます。当初80万円を見込んでいたのですが、事業額が確定したことにより、70万円となったことから10万円を減額したものでございます。

次に、2ページから3ページまででございますが、16款) 財産収入、2項) 2目) 物品売払収入、その他物品売払収入、250万円の増額でございますが、これは現在解体工事を行っております少年会館、その撤去に伴います鉄くず等の売払分として250万円を計上するものでございます。

次に、13款) 使用料及び手数料、1項) 6目) 教育使用料、まず、行政財産使用料、1万6,000円の減額でございますが、これは自動販売機の設置の使用料でございます。当初見込んでいた自動販売機が設置されなかったということで、1万6,000円減額しております。

また、体育施設使用料、53万円でございますが、これは施設の利用減によります使用料の減額となります。

次に、16款) 財産収入、2項) 2目) 物品売払収入、その他物品売払収入でございます。12万7,000円の増額でございますが、これは昨年秋に廃止いたしました尾岱沼野球場、その他中春のヘルスパーク等の遊具とか鉄骨材の売払収入として12万7,000円を計上しております。

次に、20款) 諸収入、5項)、5目) 雑入、4ページに移ってください。いきいきふるさと推進事業助成金100万円の増額です。これはパイロットマラソンの開催事業の助成金として受けるもので、パイロットマラソン大会実行委員会に対しまして町から補助金を交付しておりますが、その補助金に対して2分の1以内の額で助成を受けるものであり、100万円の助成となっております。

以上、生涯学習合計といたしまして、歳入で298万1,000円の合計となっています。

生涯学習課生涯
学習担当主査

続いて歳出について説明いたします。

補正予算資料11ページから13ページになります。5項) 社会教育費、

生涯学習課主幹

1 目) 社会教育総務費の 2 3 5 万 8, 0 0 0 円の減額は、いずれも事業費確定による減額となります。このうち 1 2 ページの 1 9 節) 負担金補助及び交付金、6 4 1 細節) 派遣費補助金の 2 0 1 万 2, 0 0 0 円の減額についてですが、こちらは別海高校生を対象とした海外派遣研修事業費の確定に伴う減額になります。本事業では、当初約 1 週間のヨーロッパ研修に酪農経営科生徒 5 名、引率 1 名、約 2 ヶ月のニュージーランド研修に農業専攻科生徒 1 名の派遣を見込んでおりましたが、実際に派遣を希望したのは農業専攻科の 2 名のみであったため、当初見込んでいた生徒 5 名と引率 1 名分の補助額を減額したものです。

続きまして同じく 1 2 ページ、4 目) 青少年教育費の 6 9 万 2, 0 0 0 円の減額ですが、こちらもすべて事業費確定による減額です。このうち 1 3 ページ 1 3 節) 委託料、3 8 細節) 処分委託料の 2 3 万 8, 0 0 0 円の減額ですが、これは少年会館の取り壊しに先立って建物内にある各種廃棄物の処分を行い、その処分に伴う運搬費などが確定したことによるものです。

生涯学習担当分は以上です。

それでは、社会体育担当分について説明いたします。

1 3 ページ中段になります。

6 項) 保健体育費、1 目) 保健体育総務費、工事請負費の補修等工事請負費です。1 4 万 7, 0 0 0 円の減額となります。これにつきましては、尾岱沼温水プール屋根下地補修工事完了に伴います執行残の減額となります。

負担金補助及び交付金、団体等派遣費の補助金 1 0 0 万円の減額です。これにつきましては、今後の執行見込み額精査に伴います減額となります。

次に、4 目) 総合スポーツセンター費、委託料の設計委託料、1, 0 0 0 円の減額。

調査・設計委託料 9 万 4, 0 0 0 円の減額。

工事請負費、施設・設備等工事請負費 2 0 万円の減額。

1 4 ページに行きまして、補修等工事請負費 1 6 8 万 9, 0 0 0 円の減額。これにつきましては、全天候トラックの補修工事及び照明設置工事完了に伴います執行残の減額となります。

次に、5 目) パイロットマラソン大会費です。役務費、手数料、4 万 1, 0 0 0 円の減額。これにつきましては、5 年に一度のパイロットマラソンコースの公認認定検定完了に伴います執行残の減額となります。

生涯学習課については、以上です。

給食センター業務担当主査

次に、歳入 4 ページをごらんください。

1 2 款) 分担金及び負担金、2 項) 負担金、5 目) 教育費負担金、保健体育費負担金、学校給食費負担金、1 7 9 万 7, 0 0 0 円の減額につきましては、

小中学校、幼稚園の給食日数及び人員の増減による減額でございます。

14款) 国庫支出金、2項) 国庫補助金、7目) 教育費国庫補助金、保健体育費補助金、特殊教育就学児童生徒給食費補助金、36万3,000円の減額です。これは特別支援教育費補助金交付決定に伴う減額でございます。

20款) 諸収入、5項) 雑入、5目) 雑入、社会保険収入、社会保険収入、嘱託職員の標準報酬の変更による減額で、11万円となっております。

合計が227万円の減額となります。

続きまして、歳出。14ページになります。

10款) 教育費、6項) 保健体育費、2目) 学校給食費、共済費、社会保険料、22万円の減額。これは標準報酬の変更による社会保険料を減額するものであります。

賃金、人夫賃、ボイラー技士の休暇取得が少なかったため減額となりました。

旅費、普通旅費、1万3,000円の不用額が出ました。

研修費、2万6,000円の不用額が出ました。

次に、委託料、施設設備保守・点検委託料、これにつきましても不用額が出ました。

運搬委託料、運搬料確定のための不用額で14万4,000円となりました。

次に、工事請負費、施設・設備等工事請負費、消防関係法令の改正によりまして、地下タンクを野外タンクに切り替えたため、工事請負費が発生しまして、その確定による不用額、34万4,000円となりました。

扶助費、給食援助費、準要保護児童が71名、特別支援教育児童が45名となっております、それから算出した結果、104万9,000円の減額が生じました。

合計で、195万8,000円を減額するものであります。以上です。

続きまして、別海町図書館の補正予算を説明させていただきます。

歳入でございます。4ページ下段から5ページ上段をご覧ください。

17款) 寄附金、1項) 寄附金、3目) 教育費寄附金、社会教育費寄附金の図書購入費寄附金といたしまして、10万円の増額となっております。これは寺井建設株式会社からの指定寄附金でありまして、今年で9年連続となっております。

続きまして、同じく歳入で、20款) 諸収入、5項) 雑入、5目) 雑入、社会保険収入の社会保険収入といたしまして、45万3,000円の減額となっております。これは当初で、臨時職員2名分の予算と、6月補正にて嘱託職員2名分の予算を計上しておりましたが、実質、臨時職員1名の配属実績

中央公民館業務・
管理担当主任

と嘱託職員1名が途中退職による予算減額となっております。

続きまして歳出です。15ページから16ページになります。

最初に、15ページの18節) 備品購入費の図書費、10万円の増額となっております。これは、歳入予算にて説明いたしましたとおり、指定寄附金10万円を歳出予算にて計上したものでございます。

続きまして、4節) 共済費の社会保険料90万円の減額。

7節) 賃金の人夫賃156万円の減額。

嘱託職員賃金、150万円の減額となっております。これらの減額は、歳入予算で説明いたしましたとおり、嘱託職員の途中退職と臨時職員及びパート職員の勤務精査による減額となっております。

なお、その他の予算減額につきましては、事業執行精査及び事業執行残となっております。

以上で図書館の説明を終わらせていただきます。

それでは中央公民館の補正について説明いたします。

まず歳入でございますが、5ページをお開きください。

17款) 寄附金、1項) 寄附金、3目) 教育費寄附金、社会教育費寄附金、生涯学習振興基金寄附金の50万円の増額です。この補正につきましては、本年1月10日、別海町別海在住の武藤喜一氏から町に中央公民館改築寄附金として寄附の申し入れがあり、その寄附を受領したことによる増額であります。

次に、6ページをお開きください。

諸収入、雑入、雑入、節) 雑入、母親家庭教育学級負担金の1万3,000円の減額ですが、これは負担金確定による減額となっております。

その他雑入ですが、11万4,000円の減額ですが、これも収入確定による減額となっております。これにつきましては、家庭教育学級セミナー開催に伴う入場料のチケット収入を見込んでおりましたが、参加者を乳幼児に絞り、入場料は無料としたため、その分の減額となっております。なお、主な収入額は少年事業及び平成寿大学の参加費となっております。

次に歳出の説明をいたします。16ページをお開きください。

5項) 社会教育費、5目) 中央公民館費、報酬、非常勤職員報酬の16万3,000円の減額であります。これは執行残による減額となっております。

次に、報償費、報償金も執行残による減額となっております。

次に賞賜金の3万2,000円の減額についても執行残による減額となります。

旅費、費用弁償の9万8,000円の減額につきましても、執行残による減

西公民館副館長

額となっております。

需用費、光熱水費と燃料費でございますが、これは、今後の使用数量を精査した結果、光熱水費につきましては、35万円の減額、燃料費については、20万7,000円の減額となっております。

次に、委託料、業務委託料の7万2,000円の減額、施設設備保守・点検委託料の9万8,000円の減額、清掃委託料、4万7,000円の減額につきましては、いずれも事業費確定による減額となっております。

次に、使用料及び賃借料、テレビ聴取料につきましては、執行残による減額となっております。

中央公民館の合計としまして、114万4,000円の減額となっております。以上です。

続きまして、西公民館でございます。

ページ数で申し上げますと、17ページ、18ページの上段となります。

今回、歳入についての補正はございませんので、歳出のみとさせていただきます。

それでは説明にまいります。17ページをお開きください。

5項)社会教育費、7目)西公民館費、報償費、報償金で5万円、西公民館につきましては、いずれも執行残ということになってございますけども、5万円の執行残でございます。

続きまして、旅費、費用弁償で5万円。こちらにつきましては、道東著名作家の特別展の開催事業で1万円の減額、運営経費といたしまして4万円の減額ということになっています。

続きまして、普通旅費の8,000円の減額。こちらにつきましても執行残でございます。

続きまして、需用費、食糧費が2万円。執行残でございます。

印刷製本費、1万円。

光熱水費、20万円。

燃料費、13万1,000円のいずれも執行残ということになってございます。

続きまして、役務費でございます。通信運搬費で5万円。手数料で2万円の執行残ということになってございます。

続きまして、委託料、業務委託料で5万6,000円。

清掃委託料で4万1,000円の減額となっております。

続きまして、使用料及び賃借料でございます。会場等借上料で8,000円。

自動車等借上料で3万円の執行残ということでございます。

次のページをお開き下さい。18ページの上段になります。

郷土資料館長

テレビ聴取料が1,000円の執行残ということで、合計いたしまして、西公民館につきましては67万5,000円の補正減ということでございます。

以上です。

続きまして、別海町郷土資料館の補正を説明させていただきます。

歳出でございます。18ページをご覧ください。

9目)郷土資料館費、7節)賃金の人夫賃、4万8,000円の減額。これは、パート職員の勤務精査等による減額でございます。

また、13節)委託料の警備委託料30万円の減額。

18節)備品購入費の器具費7,000円の減額。これにつきましては、事業執行残による不用額となっております。

以上で、郷土資料館について説明を終わります。

大塚委員長

はい。一通り内容の説明が終わりました。

何か委員さん方ご質問ございますか。

大塚委員長

ちょっと素朴な質問なんですけども、不用額ってありましたよね。この不用額というのは、読んで字のごとしで良いのですか。これからは必要ないと押さえて良いのですか。

教育部長

はい。そのとおりでございます。

大塚委員長

解りました。その他に質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

はい。それでは報告第1号ですけども、他に質問等がなければ採決いたします。報告第1号について原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、報告第1号について原案のとおり了承することといたします。

－【報告第2号】－

大塚委員長

報告第2号「平成26年度教育費予算について」事務局から説明をお願いいたします。

教育部長

私のほうから平成26年度の教育費予算の全般について、ご説明を申し上げます。報告第2号資料ということでお配りしている、この資料に基づきましてご説明を申し上げます。

まず1ページでございますけれども、歳入でございます。これにつきましては、12款)、2項)負担金、これについては、学校給食費の負担金として、9,503万4,000円を計上しております。

13款)、1項)使用料で、幼稚園の保育料あるいは各施設の使用料として1,378万円を計上しております。

14款) 国庫支出金、2項) 国庫補助金、これにつきましては、上西春別中学校の防音改築事業、奥行駅通の史跡事業などで、6,513万3,000円を計上しております。

16款) 財産収入、1項から2項でして、1項につきましては、財産貸付収入でございまして、教職員の住宅の貸し付け収入となっております。財産売払収入、これについては5万円となっております。

20款) 諸収入、3項) 貸付金元利収入、これについては、奨学金の貸付金の償還分ということで、1,148万4,000円でございます。

雑入、これにつきましては、社会保険料収入等でございます、1,884万3,000円となっております。

21款) 町債、1項) 町債でございますけれども、これについては、各事業等に伴います町債に充てられるもの2,800万円を計上いたしております。

続いて2ページになります。

2ページにつきましては、教育費全般の項の部分でご説明申し上げたいと思います。

1項) 教育総務費につきましては、5,370万4,000円。前年比、613万1,000円の増となっております。

2項) 小学校費、1億7,534万9,000円。前年比、4,494万3,000円の減。主に減額の理由といたしましては、教員住宅の減、あるいは中春別小学校の改修、これは屋内体育館の改修等でございますけれども、それに伴う減となっております。

3項) 中学校費、2億2,986万9,000円。前年比9,612万円の増となっておりますが、中春別中学校の改築備品、これに2,500万円ほどございます。あと、上西春別中学校の改築に伴います実施設計等の事業費でございます。

4項) 幼稚園費、7,149万7,000円。96万7,000円の減となっております。これについては、全体的に増えているのですが、野付幼稚園の外壁の改修工事、これ300万円減額になっております。大きくはその減額と、全体的に増額になっているという状況にあります。

5項) 社会教育費、1億6,688万6,000円。前年比、4,813万1,000円の増につきましては、駅通に関する整備事業でございます。

6項) 保健体育費、4億3,375万4,000円。1,451万7,000円前年比減となっております。これにつきましては、尾岱沼温水プールの防水層の改修、あるいは上風連プール、中西別のスケートリンクの縁石工事等々ですね。減額の要素としては、全天候型トラックの終了、あるいは、尾

岱沼プールの屋内、屋根の防水工事等による減額です。あと学校給食にしましては、賄材料費の消費税の増額等を見込んで、全体的に1,400万円ほど減額になったという状況でございます。

あと、4ページになりますが、11款) 災害復旧費でございますけど、3万円。これについては、災害復旧等が伴った場合に、各補正等で対応していくということで、3万円の計上しかしておりません。そういうような状況でございます。

歳出につきましては前年比、8,995万5,000円を増額いたしまして、11億3,105万9,000円ということになります。

それでは、5ページからの事業費的な中身についてご説明を申し上げたいと思います。

まずはスクールバスの購入事業でございますけれども、中春別小学校、中学校区のひとみ21号、これは平成12年に購入したスクールバスでございますが、防衛施設周辺調整交付金事業を充てまして、888万8,000円の事業としております。

あと、生きる力アッププロジェクト事業。これにつきましては、教育長のほうから独自政策事業としてお話し申し上げている訳でございますが、教師力あるいは学校力の向上のために、先進地を視察して、いろんな企画研修会等を行っていただくという事業で、193万9,000円を計上いたしております。

その下の小学校設備整備事業、これにつきましては、中春別小学校の屋内体育館照明昇降装置12基の改修、あるいは別海中央小学校ダムウェーターの安全制御盤ですが、その補修等に充てることになっております。

あと、その下、小学校遊具整備事業でございますが、中西別小学校の滑り台、あるいは上春別小学校のロープウェイの新設を考えております。

その下、小学校の教育用コンピュータ整備事業でございますけれども、これについては、新たに小学校に生徒用端末機器等の機械116台を購入するようにしております。それと昨年購入いたしました教師用端末機器に対します総体的な5年リースのリース料626万4,000円の計上となっております。

小学校の児童用図書整備事業でございますが、従来、この事業につきましては、中山間事業で購入していただいていた訳ですが、その事業に取り込めないということで、新たに町単で、事業を設けております。

中学校の設備整備事業につきましては、別海中央中学校の4基、あるいは野付中学校3基の屋内照明昇降装置等の改修を行うというような事業で、136万2,000円を計上いたしております。

6 ページになります。

中春別中学校の備品等整備事業でございます。これ2,500万円でございますけれども、委員ご存じのとおり、24年に実施設計いたしまして、25年は文科の危険不適格、あるいは新增築の事業の補助を活用し、事業着手いたしまして、26年の7月15日が工期になっております。校舎完成にあわせて備品の補充を行う経費として計上いたしております。

中学校教育用コンピュータの整備事業、418万9,000円でございますが、これは従来入れておりますコンピュータの5年間リース料でございます。

中学校の生徒用図書整備事業、100万円でございますが、前段申し上げたように小学校の図書整備と同じように、中山間事業で出来ないということで、町単独で行うということで上げております。

中学校の校舎等の改修事業、1,265万2,000円でございますが、上風連中、中西別中、西春別中の講堂の天井の改修設計、あと西春別中の屋上防水改修、あるいはトイレの洋式化事業でございますが、先ほど言いました講堂の天井改修設計とお話しておりますが、これについては、防音改築でしたものについては、つり天井になっております。それが耐震的に問題があるということで、耐震化に向けた設計のために改修の設計を行うというようなことでございます。

その下の防衛施設周辺防音事業、上西春別中学校の防音事業、5,877万9,000円でございますが、防衛省の騒音測定を実施いたしまして、砲撃音の著しい値を示している地域の施設整備につきましては、その障害と防止等軽減を図るということで、防衛省の防音改築事業というものがございます。これは補助率75%になっておりますが、この事業を活用しまして、27年度から校舎講堂の改築を進める考え方をしております。それに伴いまして、26年度に基本実施設計、地質調査を行う経費でございます。

あとは従来 of 事業でございますので、ずっと下がりまして、6 ページの下段から2 段目ですね。

奥行地区の文化財保存整備事業、これにつきましては、25年度に保存管理計画を策定、製本を現在進めている状況でございますけれども、その策定計画に基づきまして基本設計業務等を行いたい、あるいは史跡指定地の土地の購入等を行いたいということで、経費として4,005万円を計上いたしております。

あと7 ページの上段になります。

生涯学習センター等整備事業でございます。これにつきましては、平成25年度に基本構想の検討委員会を立ち上げまして、今、基本構想策定に向け

て進んでおりますけれども、その基本構想に基づきまして、建設に向けた検討委員会を設置して検討を進めるということで、9万円を計上いたしております。

ずっと下のほうにつきましては、継続事業なので省かせてもらいまして、あと下段から4段目ですね。

埋蔵文化財の調査事業、545万9,000円。これにつきましては、床丹第1チャシの発掘調査を行う。これは床丹の床丹橋から、ちょっと尾岱沼側に行った国道の左側にある、ちょっと崩壊しつつある埋蔵地がございます。その発掘を行うというような事業でございます。

7ページの下段になります。

尾岱沼温水プールの整備事業。昨年につきましては、プール内の屋根の金具等のさび防止等の工事を行ったわけですが、調査の中で、屋上防水シート保護材が相当劣化してきているという状況がございまして、それを改修していくという工事のために、310万円を計上いたしております。

8ページになります。

学校スケートリンク整備事業、500万円。中西別スケートリンクの縁石工を予定しております。

地区プール整備事業、550万円。上風連プールのシートの張り替え、ろ過器の修繕をいたしまして、簡易プールの延命を図っていこうというような事業でございます。

その下、町民体育館整備事業。これにつきましては、町民体育館の外壁屋根等も相当劣化しており、外部改修を行うための実施設計を行うということで400万円を計上いたしております。

以上で事業予算については説明を終わらせていただきますけれども、その他に説明をさせていただきたい点、4点ほどございます。

教育長から申し上げているように指導室の設置にかかる経費につきましては、教育費でなく給与費で賄われる予算になっておりますので、これには入っておりません。

2点目につきましては、道教委で教育推進計画の中で、29年度までには、札幌市を除く全ての小中学校でフッ化物洗口を実施するというようなお話がございます。それによって、本町におきましても別海小中学校でモデル的に実施しておりますフッ化物洗口を、新年度から条件整備等が揃えば実施したいということで、これは保健体育費、へき地学校保健管理費のほうで計上いたしております。

あともう1点ですが、現在、就学援助費というものを児童生徒に対して行っております。これは生活保護に準ずる経済的に困難な世帯、これ準要保護

世帯というのですが、その世帯に対して新たに支給項目を拡大しまして、生徒会費、これは小学校で4,440円、50名ほど見ております。中学校については、5,300円、35名ほど見ておりまして、PTA会費、これ小学校については3,290円、中学校については、4,070円。クラブ活動費、小学校については、2,630円、中学校については、2万8,780円。これ支給できるような形で要綱等の改定もさせていただいた中で、新年度から援助していきたい。そういうことで予算計上は、小学校費、あるいは中学校費の教育振興費のほうで計上いたしておりますので、申し添えさせていただきます。

あと、教育委員会には何回もお話し申し上げておりますけれども、住民ニーズへの効果的な対応だとか、施設のサービス向上、地元雇用の促進という視点からですね、総合スポーツセンターの施設、13施設ありますが、指定管理者制度を導入するということで、これもご報告しておりますが、12月の定例会で、一般財団法人別海町地域振興財団と基本協定、あるいは契約を結びまして、平成26年4月から実施していく方向でおります。予算につきましては保健体育費の総合スポーツセンター費のほうで予算計上しております。

雑駁な説明になりますけれども、26年度の教育費予算についての内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

大塚委員長

はい。教育部長のほうから平成26年度の教育費予算について、説明をいただきました。特に、新たに起こした事業等も説明されましたけども、ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

木村委員

はい。

大塚委員長

木村委員お願いします。

木村委員

3ページなのですけども、パイロットマラソン大会費の減額は、どういったものですか。

生涯学習課長

はい。

大塚委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

3ページ下段の41万円の減額でしょうか。

木村委員

はい。そうです。

生涯学習課長

これにつきましては、25年度パイロットマラソンコースの公認認定がございまして、その部分の減額でございます。

木村委員

認定を受けたことによって、減額ということですか。

生涯学習課長

25年度にコース認定を受けて、41万かかったということで、26年度については、その分はかからなくなったということです。

木村委員	26年度からフッ素洗口に関する説明がありましたが、これは何月から実施する予定でしょうか。
学務課長	はい。
大塚委員長	学務課長。
学務課長	現在、学校と調整をしているところですけれども、学校の状況によりまして、順次実施していく予定であります。
木村委員	父兄の承諾とか説明とかもあると思うので、気持ちを揃えて始めることができると思います。
大塚委員長	あと、ございませんか。
大塚委員長	私のほうから一点質問したいのですが、教員住宅の改修工事について去年も実施されていますが、大体、何年計画ぐらいとなっているのでしょうか。
教育部長	はい。
大塚委員長	教育部長。
教育部長	教員住宅の改修については、30年経過したものについては、50戸ございまして、それについて優先的に改修を進めようということで、24年度から実施しております。24年度については9戸、25年度については15戸、26年度については4戸、26年度については、前年25年度に前倒ししてやった経過もございしますので、4戸ということになっております。27年度以降、8戸から10戸程度の中で順次教員住宅の改修をしていきたい。そうすることによって、教員住宅の延命も図られますし、良いのではないかと考えております。工事の内容としては、外壁を剥がす、屋根を張りかえる場合については、グラスウールの張りかえ等も行い、室内については浴室の改修、あるいは台所、水周り関係、あと一部内壁の壁紙だとか、そういうものの張替え等も順次やっていくこととしております。これからは、新しい住宅を建てるという状況にない。それはなぜかと申しますと、不足住宅が生じていない状況がございまして。不足住宅が生じていれば、当然、文科の補助等を受けて新築住宅を作ることは可能です。しかし今現状ではそういうこともない。町のほうを考えますと、地域の活性化の中で民活をある程度活用したらどうかということもございしますので、現状では教育委員会の考え方としては、新築ではなく改修等を行って教員住宅の長寿命化を図っていききたいというような考え方でございます。
大塚委員長	もう1点なのですけど、入居不可能な住宅があると思うのですが、それについてはどのように考えておりますか。
学務課長	はい。
大塚委員長	課長お願いします。
学務課長	入居できないという住宅はないと判断しているところですが、学校の事情

によりまして、長期間使われていないというような住宅はあります。ただ、教諭等の人事異動の関係がありますので、なかなか財産処分といいますか、移管できないという状況もあるのですけれども、状況を見ながら財産の変更等をしていきたいと考えています。

大塚委員長

全く入居できそうにない住宅とは捉えていないということですが、長年入居していないため、傷みが激しくなっているとすると、入居したがない状況も生まれてくるのかなと思ったりするのですけれど。今、課長の説明のとおり、処分するにしても色々な問題があるので、その辺を照らし合わせながら考えていかなければいけないということですね。そういう理解でよろしいですか。

学務課長

はい。

大塚委員長

26年度予算について、あとよろしいでしょうか。質問・ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

はい。それでは報告第2号ですけども、他に質問等がなければ採決いたします。報告第2号について原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、報告第2号について原案のとおり了承することといたします。

－【その他】－

大塚委員長

それでは日程第5「その他」に入りたいと思います。事務局から何かございますか。

教育部長

特にございません。

大塚委員長

委員のほうから何かありますか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

ないということですので、以上をもちまして、本日予定していました案件については全て終了いたしました。

これをもちまして第2回教育委員会議を閉会いたします。皆さんどうもご苦勞様でした。

－【閉 会】－